

伊予市文化交流センター条例 (平成30年6月22日条例第16号)

最終改正:令和元年12月20日条例第66号

改正内容:令和元年12月20日条例第66号 [令和2年4月1日]

○伊予市文化交流センター条例

平成30年6月22日条例第16号

改正

令和元年12月20日条例第66号

伊予市文化交流センター条例

(設置)

第1条 市民の文化芸術活動及び生涯学習活動の推進を図り、「まち・ひと・文化」が出会い、つながっていく仕組みを創ることを目的として、伊予市文化交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊予市文化交流センター

位置 伊予市米湊768番地2

(施設)

第3条 センターに次の施設を置く。

- (1) 伊予市立図書館
- (2) 伊予市文化ホール
- (3) 伊予市地域交流館

2 前項第1号に掲げる伊予市立図書館の設置及び管理については、伊予市立図書館設置条例（平成30年伊予市条例第17号）に定めるところによる。

(管理)

第4条 センターは、伊予市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第5条 センターにセンター長その他必要な職員を置くことができる。

(文化ホールの事業)

第6条 伊予市文化ホール（以下「文化ホール」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 芸術文化に関する活動の企画及び実施に関すること。
- (2) 芸術文化に関する資料の収集、情報の提供等に関すること。
- (3) 文化ホールの施設、附属設備及び備品の提供に関すること。
- (4) 文化ホールの機能を活用し、憩いの空間の提供及びまちの賑わいに寄与するための事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の育成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要なこと。

(地域交流館の事業)

第7条 伊予市地域交流館（以下「交流館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の自主的な活動の活性化に関すること。
- (2) 地域におけるまちづくりの推進に関すること。
- (3) 交流館の施設、附属設備及び備品の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要なこと。

(開館時間)

第8条 文化ホール及び交流館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第9条 文化ホール及び交流館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日とする。
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用の許可等)

第10条 文化ホール及び交流館の施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可に必要な条件を付し、又はこれを変更するこ

とができる。

(使用の不許可)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になり、又はなるおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があるとき。

(使用料)

第12条 第10条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、文化ホールにあっては別表第1に、交流館にあっては別表第2に掲げる額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用できないとき。
- (2) 使用者が規則で定める期日までに使用の許可の取消しを申し出たとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、施設等を使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可された目的以外に使用してはならない。

(特別の設備等)

第16条 使用者は、文化ホール及び交流館の施設の使用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、文化ホール及び交流館の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、特別の設備を設けることを命ずることができる。
- 3 前2項の規定により特別な設備を設けたときの費用は、使用者が負担しなければならない。

(立入り等)

第17条 教育委員会は、文化ホール及び交流館の管理上必要があると認めるときは使用を許可した場所に立ち入り、使用者及び関係者に質問し、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

(使用許可の取消し等)

第18条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は条件を変更し、制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 施設等を許可された使用目的と異なった目的に使用したとき。
 - (3) 使用の許可条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
 - (5) 第11条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 前項の場合において、使用者が被った損害については、教育委員会は賠償の責めを負わない。

(使用終了時等の措置)

第19条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は前条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、教育委員会の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、当該費用を使用者から徴収する。

(入館の制限等)

第20条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターへの入館を拒否し、若しくは制限し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯するとき。
- (4) センター内の施設、附属設備、備品等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為をするとき。
- (6) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示するとき。
- (7) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(原状回復)

第21条 センターの利用者は、利用に際し、施設、附属設備、備品等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。

(損害賠償)

第22条 センターの利用者は、施設、附属設備、備品等を故意又は過失により損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の決定に基づき、損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者)

第23条 センターの管理は、第1条に規定する目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で、別に定めるところにより市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの運営に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) センターの利用許可に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に掲げる設置目的を達成するために必要な業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第8条及び第9条中「教育委員会が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第10条及び第11条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条から第14条まで(見出しを含む。)の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第16条から第20条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、別表第1及び別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」としてこれらの規定を適用し、第4条の規定は、適用しない。

4 指定管理者の指定の手續等は、伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成17年伊予市条例第197号)の定めるところによる。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第24条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合にあつては、同条第3項の規定において読み替えて適用する第12条の利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金は、別表第1又は別表第2に定める額を限度として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第6条及び第8条から第19条までの規定(文化ホールに関する部分に限る。)並びに別表第1の規定は、平成32年4月1日から施行する。(平成30年11月教育委員会規則第8号で、同31年8月1日から施行)

(準備行為)

2 センターの運営準備に関し必要な手続きその他の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和元年12月20日条例第66号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前までに、改正前の伊予市文化交流センター条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第12条関係)

文化ホール使用料

時間区分		午前	午後	夜間	全日
種別		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
ホール	平日	5,500円	7,700円	9,020円	21,780円
	休日等	6,380円	8,800円	10,560円	25,080円
ホール(舞台のみ)	平日	1時間 550円			
	休日等	1時間 640円			
楽屋1		880円	1,210円	1,390円	3,190円
楽屋2		880円	1,210円	1,390円	3,190円
附属設備及び備品		教育委員会規則で定める額			

備考

- 1 この表において、「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 2 午前から午後又は午後から夜間へ引き続き使用する場合の使用料は、それぞれの区分の使用料の合計額とする。
- 3 冷暖房を使用する場合は、種別ごとに定めた使用料にその5割に相当する額を加算する。
- 4 使用者が物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、種別ごとに定めた使用料にその10割に相当する額を加算する。
- 5 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、種別ごとに定めた使用料に次の区分による額を加算する。
 - (1) 入場料が1,000円以下の場合 3割
 - (2) 入場料が1,000円を超え、3,000円以下の場合 5割
 - (3) 入場料が3,000円を超える場合 7割
- 6 許可を得て使用時間を延長した場合は、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。ただし、超過時間が1時間に満たないときは、1時間とみなし、1時間未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。

$$\text{超過使用料} = (\text{使用料} / \text{使用許可時間}) \times 1.3 \times \text{超過時間}$$
- 7 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 8 練習、準備、整理等のため、当日以外に使用する場合は、種別ごとに定めた使用料の5割の額とする。
- 9 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

別表第2 (第12条関係)

交流館使用料

種別	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
会議室101		1,100円	1,540円	1,760円	4,290円
会議室102		770円	1,100円	1,270円	1,980円
スタジオ1		2,200円	3,080円	3,520円	8,580円
スタジオ2		550円	770円	880円	2,090円
スタジオ3		550円	770円	880円	2,090円
多目的室		2,200円	3,080円	3,520円	8,580円
会議室201		1,650円	2,310円	2,640円	6,380円
会議室202		770円	1,100円	1,270円	1,980円
和室		770円	1,100円	1,270円	1,980円
料理研修室		1,650円	2,310円	2,640円	6,380円
工芸室		1,100円	1,540円	1,760円	4,290円
附属設備及び備品	教育委員会規則で定める額				

備考

- 1 午前から午後又は午後から夜間へ引き続き使用する場合の使用料は、それぞれの区分の使用料の合計額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、種別ごとに定めた使用料にその5割に相当する額を加算する。
- 3 使用者が物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、種別ごとに定めた使用料にその10割に相当する額を加算する。
- 4 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、種別ごとに定めた使用料に次の区分による額を加算する。
 - (1) 入場料が1,000円以下の場合 3割
 - (2) 入場料が1,000円を超え、3,000円以下の場合 5割
 - (3) 入場料が3,000円を超える場合 7割
- 5 許可を得て使用時間を延長した場合は、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。ただし、超過時間が1時間に満たないときは、1時間とみなし、1時間未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。

$$\text{超過使用料} = \left(\frac{\text{使用料}}{\text{使用許可時間}} \times 1.3 \right) \times \text{超過時間}$$
- 6 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 7 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。